

第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用

第1 貴重な自然の保全

①自然環境保全地域等の指定と保全

■自然環境保全地域の指定と保全

大阪みどりのトラスト協会が自然環境保全地域（2-42表）の土地所有者等との保全契約に基づいて実施する保全管理について土地所有者等に経費の一部を助成した。

■緑地環境保全地域の指定と保全

大阪みどりのトラスト協会が実施する三草山緑地環境保全管理事業に要する経費を助成し、樹林地の適正な保全管理を図るための林内整備やゼフィルス（ヒロオビシジミ類の蝶）の食餌木の植栽等を行った。また、山火事に備えて事業地への延焼、類焼を防止するため、防火帯の整備を行った（2-42表）。

2-42表 自然環境保全地域・緑地環境保全地域の指定状況

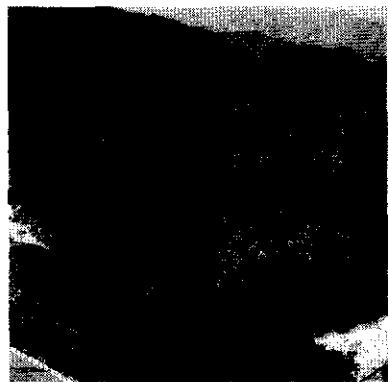
（平成8年3月31日現在）

地 域 名	指 定 年 月 日	所 在 地	面 積	樹 林 の 特 色
ほんざんじ 本山寺 自然環境保全地域	昭和53年 1月20日	高槻市 大字原	14.32 ha	モミ、ツガ、カシ等のみられる天然林
おがみ 葛美 自然環境保全地域	平成元年 4月28日	岸和田市 土生瀧町	1.32	ミミズバイ、ホルトノキ等がみられるシイ林
みぐくるみたま 善久留御魂神社 自然環境保全地域	〃	富田林市 宮町	2.16	ナナメノキ、アラカシ等がみられるシイ林
わかやま 若山 自然環境保全地域	〃	島本町 大字広瀬	11.03	樹齢200年前後のコジイを優占種とするシイ林
みょうけんさん 妙見山 自然環境保全地域	〃	能勢町 野間中	9.50	アカガシ、シラカシ等がみられるブナ林
みくさやま 三草山 緑地環境保全地域	平成4年 9月9日	能勢町 上杉・長谷	14.48	ナラガシワやクヌギなどの落葉広葉樹林
合	計	6 地域	52.81	

②天然記念物等の保全

■和泉葛城山ブナ林の保全

ブナ林の生育区域を広めるために取得した周辺森林（約50ha買収）について、ブナの種苗育成、植樹造林等の保全整備・管理事業を実施した。



<和泉葛城山ブナ林>

■府下の天然記念物等の保護増殖

国及び府の指定天然記念物となっている樹木等の保護と増殖を図るため、所有者が行う樹勢の回復や、腐食・除虫等の措置について補助を行っているが、平成7年度においては、野間の大ケヤキ（国指定）、百舌鳥のクス（府指定）の保護増殖に補助を行った。

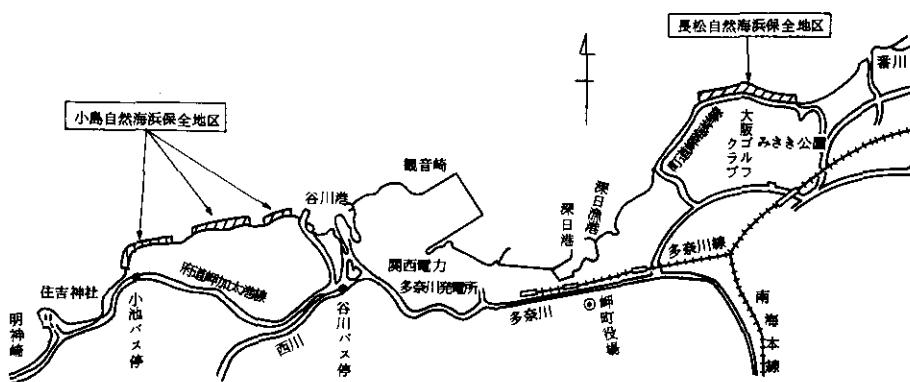
③自然海浜の保全

■長松自然海浜保全地区及び小島自然海浜保全地区の保全・整備

府下に残されている自然海浜を保全し、その適正な利用を図るために大阪府自然海浜保全地区条例に基づき、昭和58年11月に長松自然海浜保全地区（岬町）、小島自然海浜保全地区（岬町）を指定している。

これに伴い、岬町が行う長松・小島両地区の清掃に対して補助金を交付するなど、地区の環境整備に努めるとともに、同条例で規制されている地区内における土石の採取等、一定の開発行為の監視を行った（2-43図）。

2-43図 自然海浜保全地区付近図



第2 森林環境の保全・整備

①森林地域の保全

■保安林の保全・管理

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成等の公共目的を達成させるため、特にこれらの公共的機能を発揮させる必要のある森林を森林法に基づき保安林に指定しており、その保全管理を行った（2-44表）。

2-44表 保安林の現況

（平成8年3月31日現在）

保種 安 林 の類	水 源 か ん 養	土 砂 流 出	土 砂 崩 壊	小 計	潮 害 防 備	干 害 防 備	落 石 防 備	防 火	魚 つ き	保 健	風 致	小 計	合 計
面積 (ha)	8,252 (2,052)	6,125 (2,233)	62 (9)	14,439 (4,294)	3	111 (6)	1	1	7	318 (4,298)	135 (2)	576 (4,300)	15,015 (8,594)

（注）（ ）は業種指定で内数、ただし保健・風致及びその小計は外数

■国定公園区域の保全

国定公園内の開発に対しては、自然公園法に基づく許可権限を厳正に運用することによって自然環境を保全した（2-43表）。

■近郊緑地保全区域の保全

平成7年9月に近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づく指導指針を定め、開発抑制の指導を行った（2-45表）。

2-45表 国定公園・近郊緑地保全地域の指定状況

（平成8年3月31日現在）

地域地区の名称	区域の名称	面積(ha)
国 定 公 園	金剛生駒国定公園	10,684.80
	明治の森箕面国定公園	962.60
	計	11,647.40
近郊緑地保全区域	北摂連山	9,727.00
	金剛生駒	11,156.00
	和泉葛城	12,589.00
	計	33,472.00

■「自然環境の保全と回復に関する協定」制度等による緑地等の保全

住宅地の造成等の自然環境に影響を及ぼす行為を行う者に対し、自然環境の保全と回復に関する協定を知事と締結することを義務づけ一定の緑地等を確保させており、本制度の適切な運用を図った。なお、平成7年度の締結件数は60件であった。

②巡視制度の活用

■自然環境保全指導員制度の運用

府民参加による自然環境の保全、巡視制度である自然環境保全指導員制度(平成8年3月末現在、96名)の活用により、周辺山系を適切に保全するための監視、指導を行うとともに、関係行政機関への通報や府への報告等、連絡を密にして、措置を必要とする事項にも迅速に対応した。

■森林保全員制度の運用

森林を巡視する森林保全員（79名）を配備し、林野火災の予防、林地開発規制、保安林・府営林の管理及び森林の保全を阻害する行為等の未然防止と早期発見に努めた。

■自然公園指導員の活用

国立公園及び国定公園の風景地を保護し、利用の適正化を図るため、府下の国定公園において「自然公園指導員」（36名）による利用者指導、利用者への自然解説、事故予防措置を行った。

③森林の公益的機能の維持・増進

■森林造成事業の推進

府下一円の森林を対象に単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打）、複層林整備（樹下植栽、下刈）、育成天然林整備（改良）について事業を実施した。

■治山事業の推進

災害の復旧や予防のための拠点的な森林の維持造成のほか、水源かん養機能の増進、生活環境の保全形成などの面的な森林の維持造成に係る各種事業を実施した。

■森林景観保全整備事業の推進

府下の国定公園において、現に荒廃しているか、あるいは放置しておくと荒廃が予想される森林を対象として、整理伐、伐倒木整理、枝条整理、植栽を実施した。

■保安林整備緊急対策事業の推進

府下の保安林において現に荒廃しているか、あるいは放置しておくと荒廃が予想される森林を対象として、植栽（単層林整備、複層林整備、育成天然林整備）、保育（下刈、除・間伐、枝打）を実施した。

■間伐の促進

間伐によって健全な森林の育成を図るとともに、森林の公益的機能の維持増進を図った。

第3 地域緑地の保全

①緑地保全地区の指定拡大の推進

■緑地保全地区の指定拡大の推進

都市における良好な緑地である緑地保全地区は、周辺状況の大きな変化により樹木等の生育環境が著しく悪化していることから、今後緑地保全地区において森林整備事業を行った（2-46表）。

2-46表 緑地保全地区の概要

地域名	指定年月日	所在地	面積	樹林の特色
いまごめ 今米緑地保全地区 (川中邸)	昭和59年 9月21日	東大阪市 今米	ha 0.5	市街地の中で、ムクノキやアラカシなどがほぼ自然に近い状態で残されている屋敷林で江戸時代に大和川の付替に功労のあった「中甚兵衛」の出生地。
おのじんじゅ 男神社 緑地保全地区	平成元年 3月3日	泉南市 男里	1.4	泉南市金熊寺川沿いに広がる男神社の社叢は、ムクノキ、クスノキ、エノキなどが主な構成樹種の鎮守の森で、ホルトノキ、ヒメユズリなどの暖帯性の樹木も見られる。
かがや 加賀屋 緑地保全地区	平成5年 12月17日	大阪市 住之江区 南加賀屋	0.5	伝統的及び文化的意義を有する加賀屋新田会所跡は、庭園を中心にクロマツやアラカシ、ウバメガシ等が植栽され、良好な自然環境を形成している。なお、当地区は大阪市の所管となっている。
合 計		2.4		

②鎮守の森等の保全

■鎮守の森整備事業の推進

鎮守の森の緑を保全し、府民が緑の中で歴史や文化と語らえる場とするため、府下2か所において簡易な利用施設等の整備を行った（2-47表）。

2-47表 「鎮守の森」の整備状況

(平成7年度実施分)

事業対象地	市町村	面積
やさかじんじゅ 八坂神社	豊中市	ha 0.2
はたものじんじゅ 機物神社	交野市	1.8
合 計		2.0

■風致地区の指定・保全の推進

樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観に富んでいる区域等を対象に指定した風致地区（平成8年3月現在、12市27地区、2,742ha）に関して、生活に潤いを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持するため、適切な指導を行い、その保全に努めた。

■保護樹木、保護樹林の保全

天然記念物、和泉葛城山ブナ林保全管理事業として、ブナの種苗養成、植樹造林、植樹造林地の保育の事業を行うとともに、巡視管理なども実施した。

第4 農空間の保全と活用

①農村地域の保全整備・活用

■農業の振興

土地利用計画のなかに農業を積極的に位置づけるとともに、大都市近郊の有利な立地条件を活かした施設園芸・畜産等による収益性の高い農業経営の育成や都市地域における農業の果たす多面的な役割に応じた施策を推進した。このため、農業振興地域を重点に生産基盤や生活環境の整備を行うほか、都市緑農区の整備を中心とした都市の発展と調和のとれた農業の振興を図るとともに生産技術の普及指導、関係団体の育成指導等各種事業を総合的に推進した。

■農地等の保全・整備

大阪に残された貴重な自然資源の持つ「みどり」の機能の保全・活用により、府民が生活していく上で快適な環境を創造するため、「農」空間・「森林」空間・「水辺」空間の保全・活用の推進と、「緑」と「花」による、ゆとりとうるおいのある美しい大阪のまちづくりに努めた。

また、「大阪府環境基本条例」をうけて平成6年10月に改正した「大阪府自然環境保全条例」の趣旨を踏まえ、豊かな緑の創出、生態系の多様性の確保、府民の自主的活動の促進等について、多様な施策の推進により、一層積極的な展開を図った。

■広域農業公園「愛農遊農いこいのさと」構想の推進

農業振興地域を有する4市町（岸和田市、河内長野市、和泉市、能勢町）において、都市と農村の交流型農業の地域における位置づけを明確化するとともに、自然、文化等の各種資源の活用方法の検討、交流型農業の推進に向けた拠点施設の整備計画等を盛り込んだ「愛農遊農いこいのさと構想」策定のための助成を行った。

■赤とんぼ計画の推進

府下の農村地域を対象に、景観や地域環境・国土保全等に配慮した総合的な地域整備を行うため、地域にあった土地利用構想及び基本計画を立てるため、地元権利者及び関係機関と協議を進めた。

②「農」文化の総合的振興

■広域農業公園「愛農遊農いこいのさと」構想の推進

農業振興地域を有する4市町において、農業、農村が持つ自然資源、伝統や文化等を活用した、都市と農村の交流型農業の推進のための拠点施設の整備計画等を盛り込んだ「愛農遊農いこいのさと構想」策定のための助成を行った。

■府民ふるさとむら推進事業の推進

府下2地区のモデル市町村（堺市、貝塚市）において地域資源を活用した農村の活性化方策を策定し、ふるさとマップの作成等、活力のある地域づくりを進めた。

③「農」の教育的機能の増進

■府民牧場の整備

牧場の有する緑資源や、家畜などの動物を活用し、府民に憩いと楽しみを与える施設として、府民牧場（能勢町）の改善整備を図るため、本体工事着工に向けて測量調査を行った。

第5 水辺環境の保全と活用

①河川環境の整備

■河川環境整備事業の推進

石川において、隠し護岸（連節ブロック）及び魚道の設置により、生態系に配慮した川づくりや天野川、安威川において、桜づみの整備を実施した。

■水と緑豊かな渓流砂防事業の推進

牛滝川（岸和田市）、がらと川（枚方市）、免除川（交野市）、尺治川（交野市）、黒梅谷（千早赤阪村）の5渓流において、緩傾斜護岸工、修景護岸工、広場整備等を実施した。

■砂防環境整備事業の推進

千早赤阪村の水越川において、護岸工・床固工の石張りによる修景を実施した。

■河川水質の保全

河川水質の改善を目的として、平野川浄化ポンプ場の建設に着手したほか、西除川における薄層流浄化施設Ⅰ期区間、東除川薄層流浄化施設を施工した。また、支川対策浄化施設の詳細設計を藤井寺市王水川に関して実施した。

■「河川水辺の国勢調査」の充実

多自然型川づくりを進める際の基礎資料を得るために、大阪府下の河川において、魚介類、底生生物等の生息状況の調査を実施した。

■ダム湖周辺整備の推進

狭山池ダム景観整備基本計画（平成3年度策定）を踏まえ、ダム本体工事の進捗にあわせて狭山池ダムの景観、環境づくり関連の工事を実施した。

②農業用水路の整備

■いきいき水路モデル事業の推進

水辺に近づける遊歩道の整備や、休憩施設を設置することにより、農業用水路を府民の身近な水辺として活用するため、長瀬川（東大阪市、八尾市、柏原市）で水路改修等を行うとともに、津之江水路（高槻市）で事業に着手した。



<長瀬川地区完成部分>

③ため池環境の整備

■オアシス整備事業の推進

オアシス構想（平成3年6月策定）に基づき、身近な環境資源であるため池を水と緑のオアシスとして総合的に整備するため、平成7年度においては、久米田池（岸和田市）をはじめとする12地区で親水整備を実施し、うち、平成7年6月に粟ヶ池（富田林市）を開園したほか、新稻三池（箕面市）、大細利池（泉佐野市）の整備を完了した。これらを含め、平成7年度末現在では9地区29haの整備を完了した。

■地域総合オアシス整備事業の推進

ため池が広範に点在している地域において、ため池を群としてとらえ、ため池の多面的機能を活かした総合的な整備を進めている。平成7年度においては、熊取地区（熊取町）など2地区で事業を実施した。

■ため池の水質の保全

オアシス整備事業、地域総合オアシス整備事業の中で、植生や噴水による曝気を行い、ため池の水質浄化を行った。

■ため池環境コミュニティの支援

地域におけるため池の整備構想を検討するにあたり、地域の快適環境づくりを目指し、住民参加の気運を盛り上げるため、地域の住民によるワークショップの形成を図り、その意見を構想に反映させている。平成7年度は、熊取地区（熊取町）において、ワークショップがため池の現況調査や構想マップづくりを行い、「ため池ふれあいマップ発表会」を開催した。

④海辺環境の整備

■なぎさ保全創造事業の推進

大阪府沿岸域の漁場の底質改善を行い、干潮時に干潟を創出することにより、水産資源の保護・回復を図るとともに、府民の憩いの場として有効活用を図るなど、「水辺空間」の保全と多面的な活用を目的として、田尻町地先において、4.6haの覆砂を行った。

■漁場保全対策事業の推進

漁業生産への障害を防止するため、大阪湾南部海域において134m³の海底堆積物の除去を行うとともに、大阪湾東部海域において海中に浮遊しているビニールごみ類の除去事業を実施した。また、漁業協同組合等の協力を得て漁場環境の監視及び漁業公害に関する情報収集を行うとともに、府民に対する啓発活動を行い、漁業被害の防止に努めた。

■魚礁の設置

漁場生産力の向上とその有効利用及び水産資源の維持増大を図るため、国第4次沿岸漁場整備開発計画に基づき、泉佐野地先に1,494空m³の並型魚礁、大阪湾南部沖合海域に2,892空m³の大型魚礁をそれぞれ設置した。

■空港周辺海域整備事業の推進

水産資源の再生産機能の高い海域の創造をめざして、関西国際空港周辺海域において幼稚魚の保育場となる藻場造成等の整備や種苗及び親魚の放流を行った。

■人工海浜・磯浜、緩傾斜護岸の整備（淡輪・箱作海岸環境整備事業、南大阪湾岸整備事業等）

岬町から阪南市に至る淡輪・箱作海岸約2kmにおいて、魚介類の生息の場となる磯空間を創造し、生態

系の保全に資するための整備を進め、1.44kmの砂浜が完成した。

また、りんくうタウンにおいて、快適な海辺環境の創出のため、平成8年秋に府営公園として開設できるよう、緩傾斜護岸と一体となった緑地の整備を推進した。

■エコポート（環境と共生する港湾）の整備

堺泉北港が平成7年4月にエコ・ポートモデル港として運輸省から指定を受け、また、同港の港湾計画の改訂（平成8年3月）に当たり、エコ・ポートの考え方を盛り込み、(1)大和川河口部の条件を活かした人工干潟の整備、(2)低未利用地の整備を機とした水際線の全面開放及びパブリックアクセスの確保、(3)豊かな水辺環境を創出するための親水緑地、海浜、カナル等の整備を計画に位置づけた。

■栽培漁業センターの活用

水産資源の維持増大を図るため、府立水産試験場附属栽培漁業センターにおいて、大阪湾に適したクルマエビ等の魚介類7魚種の種苗生産、中間育成を行い、合計1,112万尾の放流を行った。